総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［観光立国・地域活性化（農林水産業）］ 平成25年度

椿による五島列島活性化特区 ［指定：平成24年7月25日、認定：平成25年3月］

正

準

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.2＋4.0）／2＝4.1　**B**

ｉ）取組の進捗（下記より該当するものを選択）

☑ 目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度	
1－1	自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大：自生椿林の利用率	A	A
1－2	自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大：椿の植栽による耕作放棄地の解消	C	
2－1	椿関連地場産業の振興：椿油の売上額	D	C
2－2	椿関連地場産業の振興：椿関連商品の売上額	B	

☐ 代替指標に基づく進捗度（当年度実績）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	進捗度

☐ 当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）

進捗
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×0＋3×1＋2×0＋1×0）／2＝4　①…4.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載　なし

■ 専門家考慮事項（妥当性）　目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

（専門家所見（主なもの））
・「自生椿林の利用率」については、自生椿林の利用率が計画以上に高まっており、着実に進捗している。目標設定の考え方等は妥当である。
・「椿の植栽による耕作放棄地の解消」については、耕作放棄地への椿の植栽という目標設定は有意義である。一方、不在村所有者の耕作放棄地の解消は制度的障壁もあって難しく、毎年20haのペースでの解消は次第に難しくなってくるかもしれない。また、植栽の担い手の確保と所有権者が不明ないし他地域居住等での利用同意要件の緩和は不可欠である。
・「椿油の売上額」については、自生椿林の拡大にあわせて販路を確保するという目標設定は妥当であるが、生産量だけでなく市場での売れ方についても留意する必要がある。なぜ，価格が下がったのか，検討されたい。
・「椿関連商品の売上額」については、高級食用油の他、化粧品、エステ観光、工芸品開発等、椿の多様な活用による製品の多角化によって売上を伸ばしていくという目標設定は妥当である。こうした椿関連商品こそ，各種事業との連携が必要である。商品の紹介，販売の機会など，地場産品を売る市や県の取組みとともに販売の連携をとっていくことが重要である。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている：+1、妥当である：±0、改善の余地がある：−1とし、加点又は減点する　②…0.2

ｉ）の評価　①＋②　**4.2**

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例
・本特区の目標値（代替指標を含む）に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
（評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、（2＋2＋2＋3）／4＝2.25　四捨五入で「2.3」とする。）
・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗（専門家評点）」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa：C20%、b：C10%、c：D70%の場合、3×0.2＋3×0.1＋2×0.7＝2.3 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ⅱ）今後の取組の方向性

方向性
A（5点）
B（4点）
C（3点）
D（2点）
E（1点）

番号	評価指標	専門家評価	
1－1	自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大：自生椿林の利用率	A	B
1－2	自生椿林の活用促進と耕作放棄地への椿苗植栽による活用可能な椿林面積の拡大：椿の植栽による耕作放棄地の解消	C	
2－1	椿関連地場産業の振興：椿油の売上額	C	B
2－2	椿関連地場産業の振興：椿関連商品の売上額	B	

（専門家所見（主なもの））
・「自生椿林の利用率」については、所有権者が確定していない私有林面積がどの程度あるのかなどの具体的な記載もあれば、今後の進捗状況を見通す上で、参考になるものと思われる。
・「椿の植栽による耕作放棄地の解消」については、不在村所有者が所有する土地の取り扱いは、この特区だけに限った問題ではなく、全国的な規制緩和と規制強化の双方の実現が強く望まれる。
・「椿油の売上額」については、豊凶変動があることが需要拡大の阻害要因となっているのか、それとも商品開発に問題があって需要が拡大しないのか、その点についての分析があってもよかったと考える。また、増産の効果だけでなく，価格の動向（もしくは価格を高める取組みなど）についても記述がほしい。
・「椿関連商品の売上額」については、椿油の供給の不安定性が、椿関連商品の売れ行きに影響を与えているのかどうか、また、25年度が24年度と同じ水準にとどまっている理由は何か分析が必要である。

ⅱ）の評価

評価指標毎の評価の平均値	（5×0＋4×2＋3×0＋2×0＋1×0）／2＝4	4.0

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況（A～E）

ｉ）＋ⅱ）の平均値　　(4.0+5.0)／2＝4.5　　**A**

ｉ）-① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]
●路網の整備のための所有者不明土地への使用権の設定

（規制所管府省（農林水産省）の評価（参考意見））
路網の整備のための所有者不明土地への使用権の設定に当たっては、私有財産権に制約を課す行為であることを踏まえて規定されている森林法上の所定の手続に則って行われる必要がある。

（専門家所見（主なもの））
相続登記がされていない土地に対する措置のあり方についての協議が進められている。その結果は本特区だけでなく全国に広く大きな影響を及ぼすことになるだけに注目され、五島市側の要望が実現することを望む。

4.0

ｉ）-② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

（専門家所見（主なもの））
自生椿林整備や商品開発等に対する財政支援が活用されている。

4.0

ｉ）-① ＋ ｉ）-② の平均値（注）　(4.0+4.0)/2=4.0　　4.0

ⅱ） 地域独自の取組の状況の評価

（専門家所見（主なもの））
非常に多くの事業が積極的に実施されており、高く評価することができる。

5.0

Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

特になし。

Ⅳ 総合評価（Ⅰ～Ⅲ）　(4.1+4.5)/2+0.25＝4.6

「Ⅰ＋Ⅱの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況（評価書7）」を加味して算出

（専門家所見（主なもの））
・椿の多面的な活用可能性を探り、それを最大限活用することを通じて地域振興を図ろうとする意欲的な取り組みとして評価できる。
・各種の積極的な取組が行われている点は評価できるが、それが目標値に対する実績として、必ずしも結実していないように見受けられる。
・離島振興の1つのモデルとなることを期待する。
・所有者不在の土地の扱いについては，規制緩和が実現しておらず、耕作放棄地の解消などに活用できない状況となっている。そのため、今のところは取り組むに容易なところから開始されているが、困難な土地が後に残されているとも言え、今後の展開はそれほど簡単ではない。

このため、Ⅰ及びⅡの平均値（4.30）に上記所見を加味（+0.25）し、総合評価結果をA（4.6）とする。

A

（注）ｉ）-①、ｉ）-②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をｉ）の点数とする。